花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱第6条の事業の認定および 認定額の決定に関する基準

平成25年4月2日

(緑化事業の回数)

1. 緑化事業の回数は、1年間(1会計年度内)2回(夏花壇用及び冬花壇用)を基本とし、それぞれ季節に応じた植栽およびその管理を行うものとする。

(花壇、植樹桝等の場合)

- 2. 花壇や植樹桝等において緑化事業を実施する場合は、次のとおりとする。
- (1) 年間2回以上実施する場合は、年間1㎡当たり5,000円以内(花苗以外の原材料を含む)
- (2) 年間1回実施する場合は、年間1㎡当たり2,500円以内(花苗以外の原材料を含む)

(プランターの場合)

- 3. プランターを用いて緑化事業を実施する場合は、次のとおりとする。
- (1) プランターは、容量100程度のもの
- (2) 年間2回以上実施する場合は、年間1基当たり1,800円以内(プランター、花苗、土等の原材料を含む)
- (3) 年間1回実施する場合は、年間1基当たり1,300円以内(プランター、 花苗、土等の原材料を含む)
- (4) プランターは、原則として3年以上使用
- (5) プランターの設置数は、緑化箇所ごとに 10 基以上(ただし、花壇、植樹桝等と一緒の場合は 1 基以上)
- (6) 個人の住宅や事業所等の前の歩道(通行等に支障のない所)に設置する場合は、それらが3区画以上連続した区間において連続した10基以上。(ただし、花壇、植樹桝等と一緒の場合は1基以上)
- (7) 容量が、200以上あるプランターを使用するときは、プランターの認定額を上記(2)及び(3)の額の2倍とする。

(同一箇所での認定)

4. 同一箇所に複数の事業認定は行わない。(1箇所1対象者とする)

(予算額を超える場合の認定額の決定)

5. 申請期間内の事業認定申請の認定額の決定をしようとする額の総額が予算額を超える場合は、一定の率を乗じて認定額を決定するものとする。